

室蘭市公設地方卸売市場
水産市場整備事業
公募型プロポーザル実施要領

令和2年7月
室蘭市

目 次

1	趣旨・目的	1
2	事業の概要	1
3	事務局	2
4	参加資格	3
5	日程	5
6	実施要領等の交付	6
7	参加希望者説明会の実施	6
8	参加表明書の作成及び提出方法	6
9	質疑の受付及び回答	7
10	技術提案書の作成及び提出方法	7
11	技術提案書の評価基準	9
12	審査の実施及び結果の通知	9
13	契約の締結	9
14	参加者の失格	10
15	技術提案書不履行に関する措置	10
16	プロポーザルの中止	10

1 趣旨・目的

この要領は、室蘭市が実施する「室蘭市公設地方卸売市場 水産市場整備事業」の受託者を特定することを目的に実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について必要な事項を定めています。

本市では、耐震強度が不足している公設地方卸売市場の耐震化を図るために、平成24年度耐震診断報告書により建替えをする方針を決定しました。新市場建設に当たっては、令和元年9月に室蘭市公設地方卸売市場整備基本計画を策定し、令和2年6月に室蘭市公設地方卸売市場水産市場基本設計（以下「基本設計」という。）を策定しており、整備に関わる基本的な内容を取りまとめています。

事業手法は、限られた時間の中で施設整備の計画、実施設計、諸官庁手続き、建設工事を一体として行うため、工期の短縮や民間企業のノウハウ、技術的能力が必要であることから、「設計・施工一括発注方式」により事業者を選定するものです。

2 事業の概要

- (1) 事業名：室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業（以下「本事業」という。）
- (2) 発注者：室蘭市
- (3) 工事場所：室蘭市東町3丁目1番23, 85, 89, 91
- (4) 整備対象施設：市場及び周辺外構工事
- (5) 対象業務：本事業の対象業務（以下「本業務」という。）は、次表の「○」が記されている業務です。「－」が記されている業務は、別に発注する予定です。

区 分	設計 業務	監理 業務	施工 業務
a. 新市場本体建築工事	○	○	○
b. 新市場の家具・備品、付帯設備・機器・引越し	○	－	－
c. 海水取水設備工事	○	○	○
d. 冷凍冷蔵庫、製氷施設工事	○	○	○
e. 外構工事	○	○	○

(6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりです。

(7) 企画提案に求める内容

① 実施設計・工事監理

- (ア) 基本設計の要求事項の実現
 - ・衛生管理に配慮した内外装材などの提案
- (イ) 適切な工程管理と工期の短縮
 - ・設計、施工が連携して適正な工程管理を行う手法の提案
- (ウ) 維持管理費も考慮したコストの削減
 - ・建設費の抑制に関わるVE提案
 - ・事業進捗の段階に応じたコスト管理手法の提案と維持管理費の圧縮に関する提案

② 施工

- (ア) 施工精度の向上
 - ・大スパン鉄骨造における工程管理及び施工方法の工夫による施工精度の確保と品質管理の提案

・床の平坦性および適切な水勾配の施工精度を確保するための品質管理の提案

(イ) 耐久性の向上

・コンクリートのひび割れ抑制と劣化抑制に関する品質管理の提案

(ウ) 安全な交通の確保

・工事関係者だけでなく、周辺施設利用者など現場周辺も含めた安全対策の提案

(エ) 工事中の周辺環境の保全

・搬入経路を含め、騒音・振動・粉じんを低減するための提案

③ 共通

(ア) 円滑な事業の推進

・情報共有や合意形成のための効果的なコミュニケーション手法の提案

(イ) 市民理解の促進

・多くの市民に対する工事の内容・進捗等の情報発信に関する提案

④ 業務体制

(ア) 実施体制

・類似業務の実績を有する技術者の配置

(イ) 業務実績

・代表構成員の類似業務の事業実績

⑤ 地元業者の活用

・市内業者（市内に本店を有する者）との一次下請負契約の締結予定

(8) 履行期間

契約締結の日から令和4年6月30日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。なお、履行期間の目安は、以下のとおりです。

設計業務：契約締結の日～令和3年3月31日

監理業務：令和3年4月1日～令和4年6月30日

施工業務：令和3年4月1日～令和4年6月30日

(9) 提案上限価格

本事業における提案上限価格は5,720,000千円（消費税及び地方消費税を含んだ額）とします。なお、各年度の支払条件については、契約予定事業者と本業務の工程を協議した上で、原則として当該年度の出来高の予定額に基づいて契約約款に定めます。

3 事務局

室蘭市経済部農水産課

住所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 室蘭市役所

電話：0143-22-1118 FAX：0143-25-0478

担当者：赤石、桑島

電子メール：nousuisan@city.muroran.lg.jp

ホームページ：http://www.city.muroran.lg.jp/

4 参加資格

(1) 参加者の構成等

ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次表の区分で結成された甲型建設共同企業体、設計事務所の2業種で構成する異業種特定建設工事共同企業体（乙型企业体）（以下「JV」という。）とします。

区分	構成員の数			
	代表構成員	市内施工事業者	設計事務所	計
	1者	3者以上	1者	5者以上

イ 上記アの各構成員の要件等は、次のとおりです。

- ①代表構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業許可を受けている者のうち、建設業法第27条の29に基づく建築一式工事の総合評定値の点数が公告日（令和2年7月6日）現在1,900点以上の者であること。かつ2019～2022年度室蘭市競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加者名簿」という。）において工種「建築」で登録されている者であること。また、本業務の開始時点で、要求水準書に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を、本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」という。）として配置できること。
- ②市内施工事業者は、本市内に本店を有し、かつ「入札参加者名簿」において工種「建築」でAランクに登録されている者であること。
- ③設計事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。かつ「入札参加者名簿」において「建築設計」で登録されている者であること。
- ④各構成員は、他のJVの構成員として本プロポーザルに参加しないこと。
- ⑤甲型建設共同企業体の最低出資比率は、10%以上とする。ただし、設計事務所の最低出資比率は設けない。
- ⑥甲型建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体協定書により、共同施工方式（甲型）の建設工事共同企業体（以下「甲型建設工事共同企業体」という。）を結成するものとする。
- ⑦甲型建設工事共同企業体及び設計事務所は、異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）により、分担施工方式（乙型）の特定建設工事共同企業体を結成するものとする。

(2) JVの構成員に共通する参加資格

JVの構成員は、参加表明書を提出する時点で次に掲げる要件を全て満たす者とし、ます。

ア 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の既定に該当しない者

イ 室蘭市入札参加者資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）。

(3) 業務別の参加資格

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ②建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ③平成 15 年度以降に日本国内で業務を完了した次に掲げる要件を満たす建築物の実施設計業務を履行した実績があること。
 - ・卸売市場について延床面積 5,000 m²以上の建築物（複合施設の場合は、当該用途部分の延床面積が 5,000 m²以上の場合に限る）
- ④設計業務の開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者として配置できること。

イ 監理業務に係る要件

監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ②建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ③平成 15 年度以降に日本国内で業務を完了した次に掲げる要件を満たす建築物の監理業務を履行した実績があること。
 - ・卸売市場について延床面積 5,000 m²以上の建築物（複合施設の場合は、当該用途部分の延床面積が 5,000 m²以上の場合に限る）
- ④監理業務の開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を、監理業務管理技術者として配置できること。

ウ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者のうち代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ①建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ②平成 15 年度以降に日本国内で引渡しを完了した次に掲げる要件を満たす建築物の施工を元請として履行した実績があること。
 - ・卸売市場について延床面積 5,000 m²以上の建築物（複合施設の場合は、当該用途部分の延床面積が 5,000 m²以上の場合に限る）

なお、共同企業体で受注した場合は、出資比率が最も高い構成員として参加した案件のみを実績として認定する。
- ③施工業務の開始時点で要求水準書に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者として配置できること。

(4)再委託

参加者は、次に掲げる業務について、発注者の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、前記(2)に定めるJVの構成員に共通する参加資格に掲げる要件を全て満たす者とし、また、この再委託先は、本プロポーザルの参加者の構成員となっていない者であることとします。

- a 設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者が行わなければならない業務を除く設計業務
- b 監理業務管理技術者が行わなければならない業務を除く監理業務

5 日程

日程のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、原則として事務局の対応をしません。

(1)公告、参加表明等の日程

区分	内 容	日 程
ア	本プロポーザルの公告日	令和2年7月6日（月）
イ	参加希望者説明会	令和2年7月14日（火）
ウ	参加表明書の提出	令和2年8月3日（月）午後5時まで
エ	参加資格確認結果の通知	令和2年8月5日（水）午後5時まで
オ	本要領等についての質問の受付	令和2年7月27日（月）午後5時まで
カ	本要領等についての質問の回答	令和2年7月31日（金）午後5時まで

(2)技術提案書の提出、審査等日程

区分	内 容	日 程
ア	技術提案書の提出	令和2年8月17日（月）午後5時まで
イ	選定委員会（プレゼンテーション）	令和2年8月下旬予定
ウ	審査結果の通知	令和2年9月上旬予定

(3)契約締結等日程

区分	内 容	日 程
ア	審査結果の公表	令和2年9月中旬予定
イ	本契約の成立	令和2年10月上旬予定

6 実施要領等の交付

(1) 本市ホームページ掲載資料

- ア 室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業公募型プロポーザル実施要領
- イ 室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業要求水準書
- ウ 室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業公募型プロポーザル様式集
- エ 室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業公募型プロポーザル選定評価表

(2) 電子データによる提供資料

- ア 要求水準書 添付資料
- イ 基本設計図及び基本設計変更概要
- ウ 測量図等

(3) 電子データの提供期間

令和2年7月14日（火）午前10時から7月27日（月）午後3時まで

(4) 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてDVD-Rを配付します。

電子データ受領の際は、守秘義務誓約書（任意様式）を記入し提出してください。

※交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。配布されたDVD-Rは情報漏洩のないように適正に廃棄してください。

7 参加希望者説明会の実施

(1) 実施日時：令和2年7月14日（火） 10時

(2) 実施場所：室蘭市役所本庁舎 4階議会第2会議室

(3) 参加受付：説明会に参加を希望する者は、7月10日（金）16時までに、説明会参加申込書

（様式1）に記載のうえ、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 申込先：事務局

8 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、以下により参加表明書を提出してください。

(1) 提出期限：令和2年8月3日（月） 午後5時まで

(2) 提出先：事務局

(3) 提出方法：持参又は郵送とする。

（当日必着、電子メール又はFAXによるものは受け付けない）

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式2） 1部 ※代表者印を押印すること。

イ 参加資格確認書（様式3） 1部

ウ 共同企業体協定書 1部
（任意書式で出資比率、組織と役割等について記載する）

エ 参加資格に関する実績を確認できる資料 1部
（ページを付して、左上をステープル留めすること。）

オ 電子データ（CD-R）2部

※CD-R（容量が不足する場合は DVD-R）に、ア～エの提出書類の電子データを格納し提出してください。電子データの保存形式は、別に定める提出書類一覧に記載のとおりとし、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

(5) 参加資格確認結果の通知

参加者が、本実施要領「4 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を参加者全員に対して、令和2年8月5日（水）に書面を郵送して通知します。併せて参加資格を満たしている参加者には受付番号を通知しますので、以後の提出書類の記入欄に当該番号を記入してください。

(6) 参加表明の秘匿

以降の審査は全て匿名で行いますので、匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、審査の結果公表まで一切行わないでください。

9 質疑の受付及び回答

- (1) 質疑受付期間：令和2年7月27日（月）午後5時まで
- (2) 提出先：事務局
- (3) 受付方法：質問書（様式4）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、事務局宛に電子メールで提出してください。
- (4) 回答方法：質疑に対する回答は一括して取りまとめ、令和2年7月31日（金）に電子メールで回答するとともに、本市ホームページへ掲載します。
回答内容は、本実施要領及び関係する書類の追加、修正として取り扱います。

10 技術提案書の作成及び提出方法

(1) 作成の留意事項

ア 技術提案書は、要求水準書や基本設計図に示す機能等を満たすとともに、基本設計の内容を尊重して作成してください。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成してください。

イ 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、本実施要領「15 技術提案書不履行に関する措置」に記載している、違約金の請求などの措置を取ります。

ウ 技術提案書に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めません。ただし、病気、事故、退職等止むを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者として本市が認める者を配置してください。

エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、契約予定事業者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者が了解した部分を公表することがあります。

オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします

カ 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届（様式5）を提出してください。

(2) 提出方法

ア 提出期限：令和2年8月17日（月）午後5時まで

イ 提出先：事務局

ウ 提出方法：持参又は郵送とする。（当日必着、電子メール又はFAXによるものは受け付けない）郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付してください。

エ 提出部数

- ① 技術提案書（様式6、7） 11部（正本1部、副本10部）
- ② 事業実施体制（様式8） 1部
本事業に関わる予定技術者全てについて、分担する業務内容・役割を記載すること（下請や構成企業等の体制…任意様式）
- ③ 業務経歴書（様式9） 1部
予定技術者全てについて、経歴等を記載すること
- ② 提案価格見積書（任意様式） 1部（封をして提出）
実施設計委託金額、工事監理委託金額、工事請負金額それぞれの金額を明記すること
- ③ 電子データ（CD-R） 1部
※CD-R（容量が不足する場合はDVD-R）に、技術提案書をPDFデータでまとめたものを格納し提出してください。必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

オ 体裁及び書式

- ① 各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成してください。
- ② A3判様式の書類は、A4判様式の大きさに折り込んでください。
- ③ 用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
- ④ 「①技術提案書（様式6）」は、代表構成員名の記名押印をし、他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。
- ⑤ 「②提案価格見積書（任意書式）」は、「室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業 提案価格見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、代表構成員の代表印で封印してください。
- ⑥ 「① 技術提案書（様式7）」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
- ⑦ 「① 技術提案書（様式7）」は、下記の提案項目に沿って記載してください。
 - (1) 実施設計・工事監理（様式7-1×2枚以内）
 - ・基本設計の要求事項の実現・適切な工程管理と工期の短縮・維持管理費も考慮したコストの削減
 - (2) 施工（様式7-2×2枚以内）
 - ・施工精度の向上・耐久性の向上・安全な交通の確保・工事中の周辺環境の保全
 - (3) 共通（様式7-3×1枚以内）
 - ・円滑な事業の推進・市民理解の促進
 - (4) 業務体制（様式7-4×1枚以内）
 - ・事業の実施体制、技術者の経験、代表構成員の事業実績
 - (5) 地元業者の活用（様式7-5×1枚以内）
 - ・市内業者との一次下請契約締結予定ほか

11 技術提案書の評価基準

提出された技術提案書は、次の項目により評価する。

評価項目	評価事項
1. 企画提案内容（55点）	提案内容の実現性や有益性
2. 業務実績等（20点）	業務体制、技術者の経験、実績、地元業者の活用
3. プレゼンテーション（5点）	説明力、質疑応答力、コミュニケーション力
4. 見積額（20点）	見積価格

12 審査の実施及び結果の通知

(1) 選定委員会の設置

本事業の優先交渉権者及び交渉権者の選定は、室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定評価表に基づき行います。選定委員会での審査過程（審査会の会議録、各委員の採点表など）は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(2) 候補者選定審査の実施

選定委員会に置いて、企画提案内容をより理解するため、次のとおり候補者選定審査を行う。

- ①実施日：令和2年8月31日（月）予定
- ②実施場所：室蘭市役所本庁舎 2階大会議室
- ③その他：実施時刻等の詳細は、別途通知する。

候補者選定審査時の技術提案書の差し替え、追加資料は受理しない。
ただし、技術提案書を要約したプレゼンテーション用資料を別途提示することを妨げるものではない。

(3) 選定結果の通知等

ア 審査結果は、参加者全員に対して、令和2年9月上旬を目途に書面を郵送して通知します。また、優先交渉権者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。

イ 審査の結果については、市のホームページ上で公表する予定です。

ウ その他

- ①審査途中で参加者に関する情報は一切公表しません。
- ②本市ホームページで公表する審査結果以外の審査に関する内容についての問合せは受け付けません。
- ③審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

13 契約の締結

(1) 契約方法

優先交渉権者と協議し、企画提案内容を反映した基本計画図等の調整を行った上で、契約を締結します。

優先交渉権者が契約を締結するまでの間に本実施要領「14 参加者の失格」に記載している事項に該当して失格となった場合は、交渉権者の順位の高い者から順に協議して契約を締結するものとします。

(2) 契約金額

契約金額は、当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とします。

(3) 工事請負代金内訳書の提出について

契約者は契約締結後速やかに、当該参加者が提出した提案価格見積書（内訳書）に記載した科目に沿って工事請負代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出する。

(4) 支払い条件

契約金額の支払いは、下記に定める内容の予定です。

ア. 部分払

- ・各年度における設計、監理、施工の出来形について、検査・確認のうえ、出来形の80%を上限として部分払いする
- ・請求のあった日から14日以内に支払う
- ・ただし、本市が予定する部分払いの上限額を超過した場合は、その上限額を支払うものとし、残余の額については完成後の支払いとする

イ. 各年度の支払額の上限（税抜き）

- ・令和2年度 85,000千円
- ・令和3年度 3,423,600千円

※ 出来形の部分払いを受けた場合においても、全部の引き渡し完了までの間は、受注者は当該出来高部分の管理についての一切の責めを負うものとする

ウ. 完成後の支払い

- ・竣工確認検査を行い、検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払う

14 参加者の失格

参加者またはJV構成員のいずれかが次の各号に該当した場合は失格とします。

- ア 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- イ 参加者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- ウ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- エ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- オ その他選定委員会が失格と認めた場合

15 技術提案書不履行に関する措置

受注者は、技術提案書の提案内容を確実に実施してください。本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、受注者は本市に対して次の方法により違約金を支払うものとします。

違約金A＝履行できないことにより減少する評価点数B×1点相当額C

- ・Aは税抜き額である。
- ・Bは受注者と本市で協議して定める。
- ・Cは提案上限価格の20%を20点で除した額とし税抜き額である。

なお、提案内容と異なる方法等で同等の機能・品質を達成し、本市が認めたときは、違約金を減額又は免除する場合があります。

16 プロポーザルの中止

自然災害等の止むを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできません。